

東松山市議会傍聴規則

平成 4 年 4 月 1 日

議会規則第 2 号

改正 令和 7 年 1 0 月 1 日議会規則第 1 号

東松山市議会傍聴規則（昭和 2 9 年東松山市議会規則第 3 号）の全部を改正する。
（趣旨）

第 1 条 この規則は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）
第 1 3 0 条第 3 項の規定に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
（傍聴人の定員）

第 2 条 傍聴人の定員は、4 8 人とする。

2 大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により
前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、議長が別に定員を定め
ることができる。

（傍聴の手続）

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人
受付票に記入しなければならない。

（議場への入場禁止）

第 4 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

（傍聴席に入ることができない者）

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

（1）銃器その他危険な物を持っている者

（2）ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の議場に現在する者に対する示威
的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用し
ている者

（3）酒気を帯びていると認められる者

（4）その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足る顕著な事
情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、
前項第 1 号及び第 2 号に規定する物を携帯しているか否かを質問させることが
できる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止
することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

（1）静粛にすること。

（2）議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又

は議場に現在する者に対して示威的行為をしないこと。

(3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) 飲食又は喫煙をしないこと。

(5) その他議場の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、議場の写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、直ちに退場しなければならない。

(係員の指示)

第9条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 略

附 則 (令和7年10月1日議会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。